

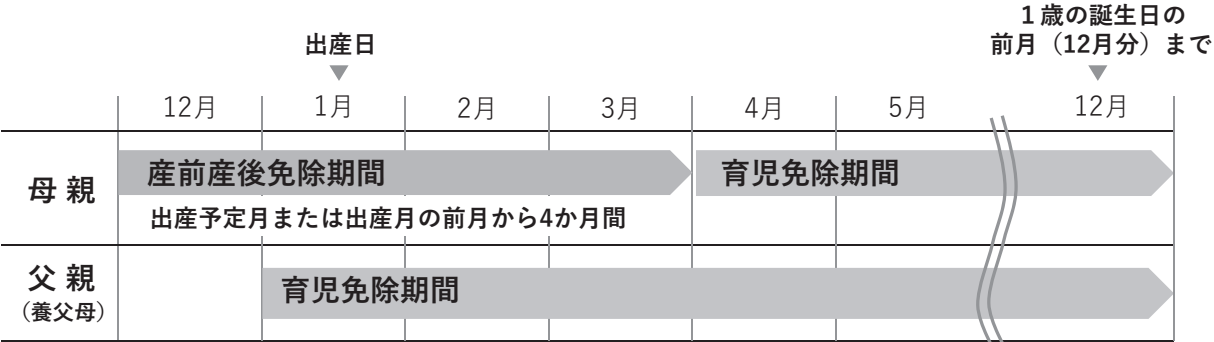
国民年金保険料の 育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も
育児で保険料が免除される制度が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請すること
で、月額17,920円（令和8年度）の保険料が免除されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が1歳になる誕生日の前月までです。
- 将来の年金額は、納付した場合と同じように反映されます。

<育児免除イメージ図>



申請はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、書類を添える必要はありません。

※ 届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」
「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで24時間365日、電子申請できます。

※ 町民税務課1・2番窓口、または新庄年金事務所で手続きができます。

制度や手続きの
詳細はこちら



日本年金機構特設ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



マイナポータル（電子申請）はこちら
<https://myna.go.jp>

町民税務課 住民グループ ☎35-2111（内線123）
新庄年金事務所 ☎0233-22-2050

令和7年度公営企業会計決算額及び対前年度比較表

（単位：千円、％）

区 分	収入決算額	支出決算額	歳 入		歳 出	
			前年度比較	増減率	前年度比較	増減率
簡易水道事業(収益的)	9,291	9,291	29	0.3	940	11.3
簡易水道事業(資本的)	2,782	3,916	930	50.2	273	7.5
農業集落排水事業(収益的)	95,762	93,948	△6,544	△6.4	1,680	1.8
農業集落排水事業(資本的)	9,570	39,801	7,472	356.1	8,374	26.6

※簡易水道事業の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金で補てんしました。

※農業集落排水事業の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、引継金、過年度損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金で補てんしました。

令和7年度 一般会計歳出決算額を町民
1人当たりで計算すると…… 134万1,331円

住民基本台帳人口
5,695人
(令和8年4月1日現在)

総務費
40万5,601円

行政の運営、庁舎や財産
の維持管理などに使われ
た経費



議会費
1万2,413円

議会の運営などに使われ
た経費



民生費
20万1,284円

子どもからお年寄りまで
幅広い福祉の充実などに
使われた経費



衛生費
6万9,881円

保健衛生、健康づくりや
ごみ対策などに使われた
経費



土木費
14万6,437円

道路や公園などの維持管
理や整備、道路の除雪な
どに使われた経費



農林水産費
4万4,922円

農業や畜産などの振興と
育成のために使われた経
費



公債費
11万1,805円

借り入れた町債の元利償
還費などに使われた経費



消防費
4万5,145円

火災や自然災害などの
防災活動のために使われ
た経費



商工費
6,774円

商工業の振興や育成の
ために使われた経費



その他
4,166円

労働費・災害復旧費・
諸支出金・予備費など



教育費
29万2,903円

学校などの維持管理や
教育振興に使われた経費

